

オートプシー・イメージング学会定款（抜粋）

- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会し活動を推進する医療関係者とする。
- 2 前項に定める他、本会の目的に賛同して入会し活動を推進する者は、理事会の議を経て適当と認められた場合は本会の会員となることができる。
- 第13条 5 理事は、会員歴を2年以上有する他、以下の要件を満たしている者とする。
- (1) 定款第7条に定める会員の責務を果たしている。
- (2) 理事2名以上の推薦がある。なお、理事の相互推薦はこれを妨げない。
- (3) 過去3年間の総会のうち2回以上の出席を要する。ただし、出席できない理由が病気等のやむを得ないものとして理事会で承認された場合を除く。
- (4) 理事長の指名により上記(1),(2)を満たす推薦候補者を若干名認める。
- 第16条 理事は、2年以上継続した会員である者のうちから、自薦あるいは現理事から推薦された候補者を総会において過半数の承認を得て決定される。

## オートプシー・イメージング学会役員選挙管理規程

- 第1条 この規程は、オートプシー・イメージング学会定款第13条第3項の規定に基づき、役員選挙に関して必要な事項を定める。
- 第2条 選挙管理委員会（以下、「委員会」という）は、役員選挙を行う準備から選挙完了までの手続きを施行する。
- 第3条 役員任期満了到来の6ヶ月前までに設置する。
- 第4条 選挙管理委員（以下、「委員」という）は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。  
2 選挙管理委員長（以下、「委員長」という）は、委員の互選により選任する。  
3 選挙管理委員は、立候補者の役員の資格に係る必要な情報提供を理事会に求める事ができる。
- 第5条 委員の任期は、委嘱された日から選挙完了までとする。  
2 委員に欠員が生じたときは、理事会が後任者を選出し、理事長が委嘱する。
- 第6条 立候補者の募集は、投票期間の初日から遡って3ヶ月前までに行わなければならない。  
立候補者は以下の要件を満たす必要がある  
1 2年以上継続した会員である  
2 定款第7条に定める会員の責務を果たしている  
3 理事2名以上の推薦がある。なお理事の相互推薦はこれを妨げない  
4 過去5年間の総会に2回以上参加、または投票を行っている  
※ 理事長の指名により上記1, 2を満たす推薦候補者を若干名認める
- 第6条細則
- 第7条 選挙人は、会員メーリングリストに登録されている会員とする。  
2 投票は厳密かつ公正な投票を行う。
- 第8条 委員長は、定款第13条5項に定める立候補者の要件を審査し、役員候補者を確定し、理事長に報告する。  
2 立候補者数が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- 第9条 理事長は、選挙結果を選挙人に電磁的方法により公示しなければならない。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。
- 第11条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めるものとする。
- 附則 この規程は、2021年01月16日から施行する。  
2023年04月15日改正